

告 示

埼玉県監査委員告示第七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十二条第四項の規定により、住民監査請求に係る監査を実施したので、その結果を次のとおり公表する。

平成三十年六月五日

埼玉県監査委員 山 本 光 紀

埼玉県監査委員 佐 野 勝 正

第1 監査の請求

1 請求人

狭山市 田中 寿夫

2 請求書の受付

平成30年3月28日

3 請求の内容（原文に沿って記載。ただし、項目番号の付け替え等を行った。）

(1) 請求の要旨

ア 請求の対象者

埼玉県知事 上田 清司

イ 請求の趣旨

埼玉県知事上田清司は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第100条第14項から第16項までの規定に基づき、「埼玉県政務活動費の交付に関する条例」（以下「政務活動費条例」という。）を定め、埼玉県議会議員の調査研究その他の活動に資するため、必要な経費の一部として埼玉県議会各会派に対し、会派の請求により政務活動費を交付している。

また、「埼玉県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例」（以下「費用弁償条例」という。）に第4条で県議会議員が職務のため旅行したとき及び県議会の招集に応じ旅行したとき、又は閉会中に常任委員会、議会運営委員会若しくは特別委員会の招集に応じ旅行したときは、その住所地から招集地までの距離に従い、次の区分により定額で、その費用を弁償すると定め、これに準じて県議会の議員に対し費用弁償を交付している。

このうち『埼玉県自由民主党議員団』会派の一部議員及び平成25年度途中で会派に合流した『秩父彩政会』の議員が平成25～28年度の政務活動費の支出に関し、「政務活動費条例」〔平成25年3月1日公布〕及び「埼玉県政務活動費の交付に関する規程」（以下「規程」という。）〔同〕のほか、同条例第10条によって委任されている議長が定めた「政務活動費の運用指針」（以下「運用指針」という。）〔平成25年3月制定〕を逸脱し、又は関係法令や判例に照らし明らかに違法、不適切な公金の支出が見受けられた。

また、費用弁償条例第4条第2項の費用弁償を受けながら、政務活動費でさいたま市に事務所を置き宿泊して定例会等に出席し、条例最大の費用弁償を受け取っている議員がいることが判明した。

このような状況は埼玉県知事上田清司が政務活動費及び費用弁償を交付し、議会からの報告を受けながら長年適切な監査を怠り放置してきたことが原因で発生したものである。

以上により指摘する下記事項につき、当該会派及び議員に対し違法・不適切に支出した政務活動費の返還をさせるための必要な措置をとることを請求する。

尚、今回の請求は違法・不適切な支出に関し監査を怠った事実により議員の不当利得について返還を請求するものであり、法第242条第2項は適用されない。また今回の請求は議員の一部に過ぎず、引き続き調査完了次第さらに追加の監査

請求を行う。

埼玉県知事上田清司は、埼玉県自由民主党議員団に所属する小林哲也議長、鈴木弘元副議長、岩崎宏元副議長、秩父彩政会から合流した新井豪議員に対し平成25年度から28年度まで同会派に支給した政務活動費の内、違法不適切に支出した平成25年度から28年度分の違法に支出した次の金額を県に返還させよ。

《政務活動費》

1	小林 哲也	議長につき	
	25年度		3, 019, 109円
	26年度		2, 412, 062円
	27年度		2, 268, 610円
	28年度		2, 080, 945円
	計		9, 780, 726円
2	鈴木 弘	元副議長につき	
	25年度		3, 794, 126円
	26年度		2, 995, 691円
	27年度		3, 044, 734円
	28年度		3, 494, 442円
	計		13, 328, 993円
3	岩崎 宏	元副議長につき	
	25年度		3, 489, 875円
	26年度		3, 564, 513円
	27年度		3, 630, 210円
	28年度		3, 584, 077円
	計		14, 268, 675円
4	新井 豪	議員につき (費用弁償を含む)	
	25年度		4, 219, 537円 (秩父彩政会含む)
	26年度		5, 340, 915円
	27年度		4, 775, 359円
	28年度		4, 921, 959円
	計		19, 257, 770円

以上、埼玉県知事上田清司は埼玉県自由民主党議員団、秩父彩政会及び新井豪議員に対し、交付した政務活動費、費用弁償は明らかに不当利得であるので下記金額の返還請求をせよ。

合計 56, 636, 164円

(2) 請求の理由

ア 小林哲也議長に対する請求の理由

小林は自己の所有する埼玉県熊谷市籠原南2-18の政務事務所で就業させることを条件に臨時職員を雇用し、虚偽と思料される勤務実績表を作成し、平成25年度から28年度まで計9, 780, 726円を政務活動費の人件費、事務費、交通費等に充当し支払った。

請求人の調査によると、小林の事務所は平成28年8月頃からテナントである美容室に賃貸し、政務事務所は存在していない。近隣の聞き込みを行ったところ、テナントに賃貸する以前も事務所に事務員が常駐していることはなかったとの回答を得ている。

この事実を確認するため光熱費の調査を行ったが、熊谷市の上下水道料金の領収書を精査したところ、2か月間で使用水量が0 m³、1 m³と事務員が常駐したとは考えられず、臨時職員の雇用は虚偽であったことが判明した。

また、小林議長の自宅を訪問したところ自宅敷地に事務所らしきものがあり、事務所には職員の姿がなく留守を守っていた母親に質問したところ、事務所は平成28年4月ごろ引越したとの回答があった。(事実証明1、録音記録)小林議長の広報誌「Tetsuya News July 2016. vol. 26」では最下段に小林てつや県政調査事務所として住所は熊谷市三ヶ尻2708と電話番号048-530-1211は小さく、FAX番号が048-532-3177と大きく表示している。これは、常時職員は待機している状態ではないことを表している。(事実証明2、小林議長の広報誌)

これにより、4年間に支出した事務費269,285円を含め違法な支出であったといわざるを得ない。

費用弁償条例は、議員が定例会等に出席した場合費用弁償を支給する規定があり、費用弁償の交付は平均年間70～80日間であり、年間に換算すると約20～25%に相当する。

議員はこの期間、費用弁償を交付されているため政務活動費での交通費の充当は認められない。当然、政務活動費を充当しているリース車の使用もこの期間は制限されることになる。

このことからすると、政務活動費で自動車のリースが許されるのは年間の75%であり、また、他の政治活動や私的活動にも使用されることを鑑みれば、その按分は50%未満が相当である。小林が車両のリース代を政務活動費で90%充当したことは明らかに不当利得に当たり、40%相当は返還されなければならない。当然、ガソリン代もこれに該当し、按分は50%としなければならない、40%は返還されなければならない。

以上により、違法な支出に当たる頭書の金額の返還請求を求めるべきである。

イ 鈴木弘元副議長に対する請求の理由

鈴木は自己所有の敷地内の建物を同居の親族に譲渡し、これを政務事務所として使用しているとして4年間で13,328,993円を政務活動費で充当してきた。

しかし、この4年間の電気代の使用量は10kwhから14kwhで、これは小型冷蔵庫又はシャワートイレの消費電力に相当するに過ぎない。

常勤の臨時職員が2～3名雇用の支払領収書が添付され政務活動費が充当されているが雇用契約書の添付もなく、勤務実態表さえ提出されていない。

電話代についても、FAX専用の請求は毎回ほぼ同額であり、固定電話は議員名簿の自宅の電話番号と広報記載の政務事務所の電話番号が一致することから、自宅兼用であることが認められる。(事実証明書3、議員名簿 事実証明書4 鈴木議員が発行した広報紙)

以上により、事務所には臨時職員の勤務実態はなかったことが証明される。

また、事務所の所有者が同居の親族であることや職員の常駐しない政務事務所の事務所費の充当は認められない。

以上により、人件費、事務所費、事務費等、13,328,993円は鈴木が違法に詐取したと思料され、頭書の金額の返還請求をすべきである。

ウ 岩崎宏元副議長・議会選出監査委員について

岩崎は親族が経営する(株)岩崎工務店と建物賃貸借契約を締結し、鉄骨2階建の内2階1号室を政務事務所と後援会活動用事務所として契約している。

しかし、この事務所を数回訪問したが、これまで一度も職員が在所していなかったばかりでなく、政務事務所としての看板等の表示もなかった。

平成29年11月30日、岩崎に事前に面会を求め、同所を訪問したところ、これまで表示がなかった看板が1階事務所に固定されないまま立てかけてあった。

事務所の賃貸契約は2階の1号室となっており、請求人が訪問するという連絡があって急遽表示したものと思料される。(事実証明書5、政務事務所看板写真)

当日約60分の面談の結果、事務所には職員の常勤がなく、選挙区内の自宅勤務として必要があるときに代理出席等を依頼していると岩崎自身から回答があったので、職員との面談を依頼したが現在もその機会が設けられていない。

このように事務所には全く出勤せず、自宅勤務とするもその勤務実態が確認できない職員に対し、政務活動費を充当し定額で報酬を支払うことは許されない。

また、常勤職員がいない上に、今回の返還請求を求めている電話代はその番号が自宅、(株)岩崎工務店、いわさきファーム、岩崎宏後援会事務所と共有していることから事務所費の充当は認められない。(事実証明書6、議員名簿 事実証明書7、岩崎工務店電話番号 事実証明書8、岩崎ファームホームページ 事実証明書9、岩崎宏後援会ホームページ)

さらに岩崎自身は西秩父商工会会長も務め、現在は埼玉県監査委員の議会選出監査委員も務めており、政務活動費でリース料の充当を75%としているが、50%以上の充当は認められない。

ガソリン代の充当についても勤務実態の証明がされないまま職員用としての充当は認められず、除外すべきであり政務活動費における按分率は50%充当とすべきであり、勤務実態の確認されない人件費や事務所費は、按分にかかわらず充当することはできないことから、頭書の金額の返還を求めるべきである。

エ 新井豪議員について

新井は25年に初当選して以来、さいたま市にマンションを賃借し、政務事務所を開設した。

しかし、政務活動運用指針で定める事務所として認めているのは看板の表示が義務付けられているが、浦和事務所とされるマンションのポストは新井という表示のみであり、部屋にある表示も新井事務所とあるだけであった。

政務事務所は県民が県議に対し要望、相談が必要な場合にいつでも訪問できることが前提であり、その所在地や電話、FAX等が誰にでも周知されなければならないが、新井は自分の名刺やホームページ、広報等には全く政務事務所の所在地や電話等の表記がなく、県議会の議員名簿にもその所在が掲載されていない。(事

実証明書10、議員名簿 事実証明書11、政務活動費で発行した広報誌の写し
事実証明書12、新井豪議員のホームページの写し)

また、浦和事務所にかかる電話代が計上されていないことから、電話やFAX
の利用がないと認められ、賃貸契約も居住用となっていることから宿泊のために
借り上げたものである。(事実証明書13、賃貸契約書)

これは、政務活動費充当の基本的な要件を欠くばかりでなく、添付している事
務費の証拠書類から推認すると、浦和事務所の電気代、ガス代、上下水道代の支
払状況は他の議員が事務所として使用した際の経費額と比較すると、シャワー等
が使用されたと思料されるガス代及び水道代が計上され、定例会等出席には浦和
事務所に宿泊し、住所地秩父からの距離で費用弁償を詐取していると認められ、
支払った費用弁償も全額返還を求めるべきである。(事実証明書14、新井豪議員
年度別費用弁償一覧・議会事務局提供)

また、人件費の支出においても勤務実態が認められる文書の添付もなく、定額
で支出されていることから、政務活動費充当の妥当性がなく、支払の証明がなさ
れない限り、平成25年度から28年度までの政務活動費の充当額である
19,257,770円全額の返還請求を行うべきである。

これらの支出は法令や政務活動費条例に違反する違法な支出であり、法第24
2条第2項の規定は適用されず複数年度の請求であっても監査請求の対象になる。

以上により、法第242条第1項の規定により別紙事実証明書を添え、必要な
措置を講ずることを請求する。

事実証明書

- 1 録音記録(反訳添付)
- 2 小林議長の広報誌
- 3 議員名簿
- 4 鈴木議員が発行した広報紙
- 5 政務事務所看板
- 6 議員名簿
- 7 (株)岩崎工務店電話番号
- 8 岩崎ファームホームページ
- 9 岩崎宏後援会ホームページ
- 10 議員名簿
- 11 政務活動費で発行した広報誌の写し
- 12 新井豪議員のホームページの写し
- 13 賃貸契約書
- 14 新井豪議員年度別費用弁償一覧(議会事務局提供)
- 15 政務活動費及び費用弁償返還請求一覧、議員別集計表
- 16 埼玉県議会政務活動費 監査請求証拠書類
(小林哲也、鈴木弘、岩崎宏、新井豪①、新井豪②)

第2 監査委員の除斥

本件請求については、法第199条の2の規定により、議員のうちから選任された監査委員は監査手続きに加わらなかった。

第3 請求の要件審査

本件請求については、返還請求金額の誤りなど内容に不備があったことから、平成30年4月11日に補正を求める通知を発出したところ、同月18日に補正書が提出された。

補正により本件請求は法第242条第1項に規定する要件を具備しているものと認めた。法第242条第2項に規定する要件については、監査の中で判断することとした。

なお、平成30年4月11日から18日までの8日間は補正に要した日数として監査期間に含めず、監査の期限を同年6月4日として監査を行った。

第4 監査の実施

1 監査対象事項

請求書及び事実証明書に基づき摘示のあった支出について監査の対象事項とした。

2 監査対象機関

議会事務局

3 証拠の提出及び陳述

請求人に対して、法第242条第6項の規定に基づき、平成30年5月14日に証拠の提出及び陳述の機会を設けたところ、新たな証拠の提出はなく、請求人からの陳述があった。

請求人の陳述の際、法第242条第7項の規定に基づき、議会事務局職員が立ち会った。

また、同日、議会事務局職員の陳述の聴取を行った。その際、法第242条第7項の規定に基づき、請求人が立ち会った。

(1) 請求人の陳述の要旨

法第100条第14項の規定に従い、埼玉県は政務活動費条例を定めた。

この条例第2条では「会派又は会派の所属議員が県政の課題若しくは県民の意思を把握し、又は県民の意見等を県政に反映させるために行う活動その他住民の福祉の増進を図るために必要な活動（別表において「政務活動」という。）に要する経費として同表に定めるものに充てることができるものとする。」と定めている。

法では、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するためと定めており、その詳細は条例に委ねている。

法の趣旨からすると政務活動費は、議員の政策立案や政策提言の能力を高めるための費用の一部として交付されているが、埼玉県の条例はそれが拡大解釈されている。この結果埼玉県が定めた政務活動費条例は法の趣旨から大きく逸脱しており、上位法である法違反でもある。

埼玉県では議員には一人当たり年間600万円が会派に交付されているが、その

使途を分析すると人件費や事務所費そして広報費に充当する割合が非常に高く、反対に本来の政務活動費である調査研究に資する充当が極めて低い。

ちなみに平成28年度埼玉県議会自由民主党議員団の政務活動費収支報告書は下記のとおりである。

収入

政務活動費 315,000,000円

支出

調査研究・政策立案活動費

調査研究費 12,274,381円

グループ活動費 12,969,039円 小計 25,243,420円

広報・広聴活動費

広聴費 7,064,145円

要請・陳情等活動費 13,110円

広報費 99,517,639円 小計 106,594,894円

経常的経費

人件費 99,832,292円

事務所費 31,157,459円

事務費 28,381,902円

資料購入作成費 7,888,166円

交通費 30,606,501円 小計 197,866,320円

合計 329,704,634円

上記の報告書から分析すると、政務活動費の充当の合計支出額が329,704,634円で、政務活動費の本来の趣旨である調査研究・政策立案活動費の充当額は25,243,420円と総体金額のわずか約7.7%である。これでは議員の政策立案や政策提言の能力を高めるための費用に充当しているとは言えない。

県民の意見を聞き、県の政策を広く県民に周知させるための広聴広報活動費を充当しても合計131,838,314円で約40%に過ぎない。

残り60%は県民の目から見て必要不可欠なものと思えない。

殊に人件費と事務所費の充当額が、自民党議員団の人数で除すると一人当たり年間2,463,000円と政務活動費年間支給額の44%に相当する。これでは政務活動費の本来の目的に沿った使われ方ではないと言えよう。

今回4年間遡って監査請求を提出した4人の県議について具体的に陳述する。

ア 小林哲也前議長について

小林哲也前議長の25年度人件費は事務員が3名ずつ年額2,592,000円を政務活動費から充当している。それぞれ月間20日間勤務となっており、事務所に臨時職員は必ず常駐していることになる。

しかしながら、25年度事務費で充当した上下水道料の使用量は2か月で0㎡から1㎡である。飲料用には天然水を使用していたとのことだが、同年度は5月17日に一回だけの購入であり、職員が常駐したとは考えられない。

26年度の人件費も常時3人体制で1,889,550円の賃金を政務活動費で充当しているが、事務費で支払った上下水道料金のメーター表示は前年同様2

か月間で0 m³から1 m³であり、臨時職員の常駐はなかったとみられる。

27年度も同様で、勤務実態のない職員に賃金として1,857,420円を政務活動費で充当したのは違法に詐取したことになる。

小林は、上下水道料金は基本料金の範囲内で使用しているので問題ないと主張しているが、請求人は事前に熊谷市の水道局でも確認し、基本料金は2か月で20 m³までは同額料金であり、水道の使用があればメーターは必ず動くということであったことから、小林の主張は受け入れられない。

28年度は事務員が2名になり年間1,576,665円を充当しているが、政務事務所としている建物は美容院に賃貸している事実が判明している。

請求人が事務所周辺の個人宅や商店等に聞き込んだが、いずれも選挙の時以外、事務員がいたのを目撃していないということが判明している。

このことから、事務所に勤務していない臨時職員に支払ったとした賃金を政務活動費で充当したことも虚偽であったことがわかる。

小林は虚偽の雇用契約書や勤務実態表を作成し、政務活動費を詐取したこれらの行為は刑法第246条第2項の詐欺利得罪に該当する。

人件費は個人に支払うとして支払証明はマスキングしてある。臨時職員には月額10万円を超える支払いをしているため、小林には源泉徴収の義務があるが、少なくともこれらの証明書類が添付されていない。

先に沢田力元県議が領収書を偽造して政務活動費を詐取していたと同様のことであり、請求人は刑事告発も念頭に入れている。

小林が充当している交通費の車両リース及びガソリン代は、法で定める議員の政策立案や政策提言の能力を高めるための費用とは言えない。

埼玉県議会政務活動費訴訟は高裁で逆転判決が出たが、現在最高裁に上告の手続きをとっており、さらに逆転の判決が出ることも予想されるため、監査には慎重を期すことを求める。

イ 鈴木弘元副議長について

鈴木は自宅敷地の一角にある納屋を改造し、同居の親族名義に変更して政務事務所としてこれまで政務活動費を充当してきた。

しかし、事務費を精査した結果、政務活動費で充当している平成25年度の事務所の電気料金は、毎月1 k wから多い時で5 k wの使用量しか出ていない。

26年度以降は10 k wから17 k wの使用量であり、これから判断すると事務所の電気料金は、小型冷蔵庫やコピー機の余熱運転程度の使用量であり、事務員が常駐している事務所の使用料金ではない。

25年度は4名の臨時職員に対して交通費も含め、2,759,040円を充当し、その後26年度には1,976,850円、27年度は2,232,720円の人件費を政務活動費で充当している。

しかも雇用契約書や勤務実績表も添付されていないことから補助職員としての雇用契約があったとは認められず、虚偽領収書の添付で政務活動費を詐取していたものと容易に推認できる。

電話やFAXの使用料金から見ても、ほとんどが基本料金の支払いであり、毎月同額程度の支払いになっていることから、これも臨時職員の雇用は虚偽であった証明でもある。虚偽領収書を作成し、政務活動費を詐取したことは、やはり沢

田力元県議と同様であり、決して許されることではなく、請求人は刑事告発の準備を行っている。

また、職員が常駐していない事務所賃貸は政務活動の拠点となりえず、政務活動費の充当は許されない。

以上により鈴木はこれらの政務活動費を全額返還すべきである。

ウ 岩崎宏元副議長について

岩崎宏元副議長は平成25年度に3名から4名の臨時職員に年間2,565,000円の賃金を、また、平成26年度から28年度までは毎年2,700,000円の賃金を政務活動費で充当してきた。

請求人は何度か事務所を訪問したが、政務事務所とする(株)岩崎工務店の2階には政務活動事務所の看板もなく、一度も職員に出会うことはなかった。

平成29年11月30日、事前に面会を求めて岩崎県議と面会したところ、当日は政務事務所の看板が1階に立てかけてあった。

(株)岩崎工務店との契約では2階の1室としてあり、1階は政務事務所ではない。面談の結果、岩崎は職員が常駐していないことを認めた。

職員は選挙区内のそれぞれの自宅勤務で必要な時に代理出席をお願いしていると岩崎は説明していたが、勤務実態を証明する資料も提出されていないことから、臨時職員を雇用していたとは認められない。

また、職員が常勤していない事務所費の支払いは認められず、電話も自宅、(株)岩崎工務店、いわさきファーム、岩崎宏後援会が共用しており、政務活動費の充当は認められない。

岩崎は埼玉県監査委員に就任しており、このような悪質な政務活動費の詐取が明らかになった以上、刑事罰の対象になることから、懲戒処分の必要がある。

岩崎はこれまで交通費で車両リースを行い、政務活動費で75%の充当をしている。

しかし、定例会出席等県議会に公務で出席する時は費用弁償が支給されるので25%の減額は当然と考えられ、西秩父商工会会長、埼玉県監査委員、後援会活動等の移動手段にも使用しているため50%以上の充当は認められない。

また、職員のガソリン代の負担も職員が常駐している形跡がなく、妻の運転する車両のガソリン代と思料され、政務活動費で充当した金額は全額返還すべきである。

エ 新井豪議員について

新井豪議員は当選直後からさいたま市に政務活動費を充当し(株)レオパレス21でマンションを賃借して事務所を開設した。

その後、ブルーレイレコーダーや映像モニターと称してテレビや事務用品代、ソファやテーブル代金を政務活動費の事務費で充当し購入している。

その後、プリンターや扇風機を購入し、同年9月にはスカパーアンテナ、ビデオデッキの購入に政務活動費を充当している。

平成27年4月にはさいたま市南区别所町のマンションに移転している。このマンションは居住用であり、事務所としての利用は認められない契約となっている。

マンション入口の郵便ポストは「新井」の表示だけ、事務所と称している3階の表札は新井事務所の表示で何の事務所か判然としない。

また、政務活動事務所として利用するには電話やFAXの設置が必要だが、領収書等を精査すると光熱費のみが充当され、電話も設置している気配がない。

このことから、政務活動事務所ではなく、単に私的利用のために契約した居住用のマンションであり、政務活動費の充当は事務費も含め全額が違法であるといわざるを得ない。

ここに生活しながら定例会等に出席して、一番遠距離の費用弁償を不正に受け取っていることは公金の詐取であり、詐欺の疑いで刑事告発の可能性もある。

請求人は何度か新井の秩父事務所を訪問したが、「県議は、定例会等があるときは浦和事務所に泊まり、こちらの事務所には土日しか帰ってきません。奥さんも一緒ですよ」と新井の叔母さんが話っていた。

運用指針では政務活動事務所には電話やFAXの設置が義務付けられている。領収書等を精査すると光熱費のみが充当され、電話も設備している気配がない。

浦和事務所を設置していることはホームページや名刺にも記載がなく、もちろん政務活動費で発行する広報誌にも表記されていない。

また、浦和事務所の水道料金の支払いは明細書が添付されていないが、支払った金額から推認すると他の議員が事務所で支払っている金額よりかなりオーバーしている。

電気料金やガス料金も議会への出席がない期間はほとんど基本料金であり、浦和事務所は政務活動事務所ではなく、単に私的利用のために契約しているものであり、政務活動費の充当は勿論、事務費も含め全額が違法であるといわざるを得ない。

以上のとおり、埼玉県議会における政務活動費の調査の結果、4人の議員だけではなく多数の議員が不正に政務活動費を詐取している疑いがあり、今後引き続き調査していく予定である。

(2) 議会事務局の陳述の要旨

ア 総論

(ア) 政務活動費制度について

政務活動費は、地方公共団体の自己決定権や自己責任が拡大し、地方議会の担う役割がますます重要なものとなってきていることに鑑み、議員の調査研究活動の基盤の充実・強化を図るため、会派又は議員が行う調査研究その他の活動の費用への助成を法第100条第14項に位置付け、制度化されたものである。

平成24年9月の法改正によって、名称が政務調査費から政務活動費に改正され、充当できる経費の範囲を条例で定めることとなった。

これに伴い、本県でも平成25年3月、「政務活動費条例」、「規程」及び「運用指針」を改正し、平成25年度交付分から適用している。

(イ) 政務活動費の事務処理について

政務活動費を充当した経費については、年度終了日の翌日から30日以内に、会派の代表者は、収支報告書と領収書等の証拠書類の写しを議長に提出するこ

とが政務活動費条例により義務付けられている。

議会事務局では、会派から提出された証拠書類が、政務活動費条例・規程・運用指針に合致しているか書面審査を行い、書面で確認が不十分なものは、会派あるいは議員に疑問点等の意見を付して再確認を行い受領している。

また、会派の収支に残余金が生じた場合は、返納手続を行っている。

(ウ) 費用弁償の制度について

議員の費用弁償は、法第203条第2項で、「普通地方公共団体の議会の議員は、職務を行うために要する費用の弁償を受けることができる」と規定され、費用弁償条例第4条第2項で、「県議会の招集に応じ旅行したとき、又は閉会中に常任委員会、議会運営委員会若しくは特別委員会の招集に応じ旅行したときは、その住所地から招集地までの距離に従った区分により定額で、その費用を弁償する」と定め、支給している。

定例会において本会議や委員会に出席し議案等を審議することは、議員の職務の中核をなす活動であり、議事堂に参集するための費用を支給している。

イ 請求人の主張に対する個別の案件について

以下、請求人の主張に対する個別の案件について、議員に聞き取り調査を行ったので、議会事務局の意見と併せて陳述する。

(ア) 小林哲也議員

a 人件費について

小林哲也議員が、政務活動に従事する職員の賃金として、政務活動費条例、規程、運用指針に基づき、「人件費」として支出したものである。

請求人は、「熊谷市籠原南2-18の政務調査事務所が平成28年頃からテナントに賃貸している」、「近隣の聞き込みから事務員が駐在していない」、「上下水道の領収書記載の使用量が少ない」ことなどから、職員の雇用が虚偽であると指摘している。

これらについて議員に確認したところ、「政務事務所は平成28年7月に熊谷市三ヶ尻2708に移転し、籠原の旧政務事務所は、その後テナントに賃貸している」、「県政調査及び各種用務により、事務員が不在になることはある」、「ウォーターサーバーの設置や来客用には近くのコンビニエンスストアでペットボトルを購入していることから、水道水はほとんど使用していない。また、冷蔵庫やガスコンロも設置していない」との回答を得た。

また、上下水道の領収書の使用水量の表記について、事務局が熊谷市に確認したところ、「小数点以下は切り捨てて表記するため、前回の検針から1m³以上の使用がないと0m³と表記される」との回答を得た。

なお、職員の勤務実態については、政務活動費条例、規程、運用指針に基づき、証拠書類として、支出証明書、雇用契約書及び勤務実績表が提出されており、確認することができる。

以上のことから、当該支出は、政務活動費条例、規程、運用指針に合致した適正な支出であると考えられる。

b 事務費について

小林議員が電気料金、上下水道料金、電話料金として、政務活動費条例、規程、運用指針に基づき、「事務費」として支出したものである。

指摘については、人件費と重複するので、割愛する。

c 交通費について

小林議員が自動車リース料、ガソリン代等として、政務活動費条例、規程、運用指針に基づき、「交通費」として支出したものである。

請求人は、「定例会の期間は費用弁償が支給されており、政務活動費での交通費の充当は認められない」、「定例会の期間を除くと政務活動費でリース車の充当が許されるのは75%で、政治活動や私的活動にも使用されることから50%の按分割合が相当」などと指摘している。

これらについて議員に確認したところ、「リース車は原則、政務活動用に使用しており、政務活動としての走行距離が多くの割合を占める。90%という充当は、実態に基づいた按分割合である」との回答を得た。

使用実態に基づき按分割合を定めていることから、定例会等の日数割合から按分割合が定められるものではない。

また、ガソリン代については、運用指針で、会期中に給油した分については、充当できないこととなっている。

以上のことから、当該支出は、政務活動費条例、規程、運用指針に合致した適正な支出であると考えられる。

(イ) 鈴木弘議員

a 人件費、事務所費、事務費について

鈴木弘議員が、政務活動に従事する職員の賃金、政務活動のために使用する事務所等の経費として、政務活動費条例、規程、運用指針に基づき、「人件費」「事務所費」「事務費」として支出したものである。

請求人は、「臨時職員の雇用契約書、勤務実績表が提出されていない」、「固定電話は自宅の電話番号と広報誌記載の電話番号が一致することから自宅兼用である」、「電気代の使用量が10～14kwと少ない」、「自己所有の敷地内の建物を親族に譲渡し、政務事務所として使用している」ことなどから、違法に政務活動費が充当されていると指摘している。

これらについて議員に確認したところ、人件費については、「臨時職員の勤務実態はあり、雇用契約書や出勤簿は整理・保管してある」。事務費については、「電話は自宅と事務所にそれぞれ設置している」、「FAXは専用回線により自宅に設置しているが、個人的な使用はなく、ほとんどが政務活動での使用である」、「事務所への電気の供給は自宅併用と事務所専用の2系統で行っており、2系統のうち、自宅併用の系統については、自宅の電気料金と併せて支払いを行っている。政務活動費に充当しているのは照明などに使用している事務所専用の系統のみである」。事務所費については、「当時の納屋を親族に所有権移転した。親族が事務所に改築をしており、費用は全て親族の支出である。建物賃貸借契約書は整理・保管してある。また、賃貸収入の確定申告を親族が行っている」との回答を得た。

運用指針では、「配偶者、被扶養者、同居者など生計を一にする者に対する支出は、実費の弁償でないとみなされるおそれがあるため慎重な対応を要する」旨を定めているが、親族が所有する事務所を賃借し、事務所として使用することは禁止していない。なお、人件費・事務所費には領収書が添付されており、証拠書類として充足している。

以上のことから、当該支出は、政務活動費条例、規程、運用指針に合致した適正な支出であると考える。

(ウ) 岩崎宏議員

a 人件費について

岩崎宏議員が、政務活動に従事する職員の賃金として、政務活動費条例、規程、運用指針に基づき、「人件費」として支出したものである。

請求人は、「親族が経営する法人と建物賃貸借契約を締結し、政務事務所と後援会活動用事務所として契約している」、「事務所には職員の常勤がなく、選挙区内の自宅勤務として代理出席を依頼している」、「事務所に全く勤務せず、勤務実態が確認できない職員に定額での報酬の支払いは許されない」などと指摘している。

これらについて議員に確認したところ、「職員の勤務実態はあり、勤務状況は随時報告を受け整理してある」との回答を得た。

職員の賃金については、支出証明書及び雇用契約書が添付されており、証拠書類として充足している。職員の勤務場所や賃金の支給方法をどう定めるかについては、雇用契約上のことである。

運用指針では、「自らが代表者・役員等の地位にある法人に対する支出は、実費の弁償でないとみなされるおそれがあるため慎重な対応を要する」旨を定めているが、親族が経営する法人が所有する事務所を賃借し、事務所として使用することは禁止していない。なお、支出証明書及び建物賃貸借契約書が提出されており、証拠書類として充足している。

以上のことから、当該支出は、政務活動費条例、規程、運用指針に合致した適正な支出であると考える。

b 事務所費について

岩崎議員が、政務活動のために使用する事務所の賃借料として、政務活動費条例、規程、運用指針に基づき、「事務所費」として支出したものである。

請求人は、「政務事務所としての看板等の表示がない」、「常勤職員がいない上、電話番号が自宅、(株)岩崎工務店、いわさきファーム、岩崎宏後援会事務所と共有している」ことなどから、按分にかかわらず充当することはできないと指摘している。

これらについて議員に確認したところ、「事務所の看板については、訪問者に分かりやすくするために、以前は同一敷地内の自宅の玄関口に設置していた」、「電話については、自宅、(株)岩崎工務店、いわさきファーム、岩崎宏後援会事務所それぞれに電話を設置し、自宅が代表の電話番号になっており、用務に応じ振り分けている。なお、当該電話料金については、政務活動費として充当していない」との回答を得た。

以上のことから、当該支出は、政務活動費条例、規程、運用指針に合致した適正な支出であると考える。

c 交通費について

岩崎議員が、自動車リース料、ガソリン代等として、政務活動費条例、規程、運用指針に基づき、「交通費」として支出したものである。

請求人は、「岩崎議員が、西秩父商工会会長、議会選出の監査委員も務めており、自動車リース料、ガソリン代を75%の充当としているが、50%以

上の充当は認められない」、「勤務実態の証明がされないまま職員用としてガソリン代の充当は認められない」と指摘している。

これらについて議員に確認したところ、「他団体での活動実態を踏まえ、按分割合を算出している。選挙区内に5つの行政区があり広域であるため、政務活動におけるリース車の走行距離は必然と多くなる」との回答を得た。

按分割合については、他団体での活動実態を踏まえ、按分割合を算出していることから、問題ない。

なお、議会選出の監査委員を岩崎議員が務めたのは平成29年度である。

以上のことから、当該支出は、政務活動費条例、規程、運用指針に合致した適正な支出であると考ええる。

(エ) 新井豪議員

a 人件費について

新井豪議員が、政務活動に従事する職員の給料として、政務活動費条例、規程、運用指針に基づき、「人件費」として支出したものである。

請求人は、「勤務実態が認められる文書の添付がなく、定額で支出されていることから政務活動費の妥当性がない」と指摘している。

これらについて議員に確認したところ、「職員の勤務実態はあり、雇用契約書や出勤簿は整理・保管してある」との回答を得た。

なお、職員の給料については、政務活動費条例、規程、運用指針に基づき、領収書が提出されており、証拠書類として充足している。

以上のことから、当該支出は、政務活動費条例、規程、運用指針に合致した適正な支出であると考ええる。

b 事務所費、事務費について

新井議員が、政務活動のために使用する事務所の経費として、政務活動費条例、規程、運用指針に基づき、「事務所費」「事務費」として支出したものである。

請求人は、「運用指針では事務所と認めるには看板表示が義務付けられているが、マンションのポストは新井の表示、部屋の表示も新井事務所のみ」、「名刺やホームページ、広報等に全く政務事務所の所在や電話の表記がなく、議員名簿にも所在が記載されていない」、「浦和事務所の電話代が政務活動費に計上されていないことから電話やFAXがない」、「賃貸契約も居住用であり、宿泊のために借り上げたもの」、「電気代、ガス代、上下水道代の支払状況から推認すると、定例会等出席には浦和事務所に宿泊していると認められる」などと指摘している。

これらについて議員に確認したところ、「さいたま市の政務事務所は、議会に近いところで効率的に政務活動を行うため、さいたま市を拠点とした事務所を開設した」、「看板については貸主から目立つ表示は控えてほしいと言われたため、このような表示にした」、「電話やFAXはIP電話を使用しており、費用はインターネット回線の使用料に含まれている」、「事務所には応接セットと事務職員の机のほか、IP電話等を設置している。宿泊用の家具等は一切ない。打合せの前にシャワーを浴びることがある」との回答を得た。

また、看板の表示形態及び名刺等への表記内容については、議員の裁量によるものである。

以上のことから、当該支出は、政務活動費条例、規程、運用指針に合致した適正な支出であると考える。

c 費用弁償について

請求人は、「定例会等出席には浦和事務所に宿泊して住所地秩父からの距離で費用弁償を詐取していると認められる」と指摘している。

費用弁償条例はそもそも条例に基づき、制度上、住所地から招集地までの距離に応じて定額で支給しているものである。

また、議員に確認したところ、「事務所には応接セットと事務職員の机のほか、IP電話を設置している。宿泊用の家具等は一切ない」との回答を得た。

以上のことから、当該支出は、費用弁償の適正な支出であると考える。

4 監査対象機関の説明

議会事務局から前記の陳述とあわせ、書類の提出を受け調査を行うとともに、議会事務局に対する監査を平成30年5月14日に実施し、以下の説明があった。

(1) 政務活動費について

ア 法、政務活動費条例、規程及び運用指針の関係

政務活動費の制度は、議員の調査研究活動の基盤の充実・強化を図るため、会派又は議員が行う調査研究その他の活動の費用への助成を法第100条第14項に位置付け、制度化されたものである。

また、平成24年9月の法改正によって、名称が政務調査費から政務活動費に改正され、充当できる経費（使途基準）の範囲を条例で定めることになった。

これに伴い、本県でも平成25年3月、現在の政務活動費条例、規程、運用指針に改正し、平成25年度交付分から適用している。

イ 運用指針の策定

24年度の法改正前、使途基準は「埼玉県県政調査費の交付に関する規程」（以下「旧規程」という。）に規定していたが、平成21年3月に旧規程を一部改正し、「使途基準」を明確化した。また、各会派は議長に対し収支報告書を提出するときは、領収書などの証拠書類を提出することとし、証拠書類も原則として情報公開の対象となった。県議会では県政調査費の適正な運用を図るために同年4月に「県政調査費の運用指針」を制定した。

そして、平成25年3月、政務活動費条例等の改正に伴い「政務活動費の適正な運用を図るために各会派が参照すべき事項」として現在の運用指針を定めている。

ウ 政務活動費の交付事務の流れと議会事務局の役割

政務活動費条例に基づき、政務活動費は、会派別に交付決定を行い、毎四半期ごとに会派からの請求により支出をしている。会派は、年度終了日の翌日から起算して30日以内（翌年度4月30日まで）に収支報告書等を議長に提出することになっている。議長は内容の審査後に、収支報告書の写しを知事に送付する。

議会事務局では、年度終了後に一年分を一度に精査することは膨大な事務量となることから、実務上は、各会派の協力を得て、四半期ごとに会派から証拠書類等を提出してもらい、事前チェックを行っている。この事前チェックでは、運用指針に照らし必要な書類の不備、疑義や不明な点がある場合には助言や意見を付

して会派に返却している。

運用指針に「按分の考え方」が示され、政務活動費が政党活動や後援会活動と混在する場合は、議員の活動実態に応じて会派が定めた割合により按分して充当している。

政務活動は多岐にわたり、その用途に関する議員の裁量が一定程度認められることから、議会事務局において、会派が定める按分割合の妥当性の確認はしていないが、個々の書類チェックの中で、明らかに政務活動との間に合理性を欠く割合を充当している場合は、会派に確認を求めている。

そして、年度終了後、会派から提出された証拠書類が、政務活動費条例、規程、運用指針に合致しているか、必要な書類の不備や用途基準等で定めた形式要件に沿っているかなど、書面審査を行い、書面で確認が不十分なものは、会派あるいは議員に疑問点等の意見を付して再確認を行い受領している。

また、併せて会派の収支に残余金が生じた場合は、返納手続きを行っている。

エ 財務会計上の行為の終わった日について

議長が収支報告書の写しを知事に送付した後、残余金があれば調定し会派へ返納通知書を発行し、出納整理期間内に納付(戻入)してもらおう手続を行っており、議長が収支報告書の写しを知事に送付することにより金額が確定し決算が確定する。

このため、各年度の財務会計上の行為の終わった日は、議長が収支報告書の写しを知事に送付した日である。

オ 今回の政務活動費に要する経費の主な内容、議会事務局の確認事項

(ア) 人件費

政務活動のために雇用する職員又は臨時職員等に要する経費である。運用指針では、対象となる職員は、「政務活動を補助する業務(受付・接遇業務、書類整理・集計等)に従事する者の人件費について計上すること」、「常時雇用の職員及び一時雇用の臨時職員(アルバイト等)の給料等に政務活動費を充てること」ができる」としている。

議会事務局は、領収書、又は雇用契約書及び勤務実績表などの支出を証明する書類により雇用実態を確認している。

(イ) 事務所費

会派の所属議員が政務活動のために使用する事務所の設置又は維持に要する経費である。運用指針では、事務所の要件は「政務活動のため必要な事務所としての外形(看板・表示等)及び機能(事務所スペース、応接スペース、事務用備品等)を有すること」とし、留意事項は「事務所の所有者が、配偶者、被扶養者、同居者など生計を一にする者又は自らが代表者・役員等の地位にある法人である場合は、誤解を招かぬような対応が必要である」、「賃貸借契約書等の関係書類を整理保管すること」などとしている。

議会事務局は、領収書、又は契約書などの支出証明する書類により使用実態を確認している。

(ウ) 事務費

政務活動のために必要な事務に要する経費である。運用指針では、留意事項は「政務活動との関連性及び有用性を有する範囲で充当することができる」、「政務活動以外にも使用する場合には按分により充当すること」などとしている。

議会事務局は、領収書、又は支出を証明する書類により使用実態を確認している。

(エ) 交通費

政務活動のために必要な移動等に要する経費である。運用指針では、留意事項として「議員が別に費用弁償を受ける場合には政務活動費を充当できない」とし、「ガソリン代は、本経費に一括計上すること。ただし、「調査研究・政策立案活動費」、「広聴・広報活動費」に計上する視察において利用したレンタカー等のガソリン代についてはそちらに計上すること」、「会期中に給油した分には計上できない」とあり、自動車の維持管理費は「自家用車及びリース車の日常の維持管理費用（自動車諸税、車検費用、自賠責保険、オイル等の消耗品）に充当できる」などとしている。

議会事務局は、領収書、又は支出を証明する書類により使用実態を確認している。

(2) 費用弁償について

県議会議員の費用弁償については、法第203条第2項に「普通地方公共団体の議会の議員は、職務を行うために要する費用の弁償を受けることができる」と規定され、費用弁償条例第4条第2項により、県議会の招集に応じ旅行したとき、又は閉会中に常任委員会、議会運営委員会若しくは特別委員会の招集に応じ旅行したときは、その住所地から招集地までの距離に従い、定額で支給している。

議会事務局では、担当職員及び会派接遇員が登庁ランプや出勤実態により確認しているほか、各種届出様式（欠席届等）や担当職員が作成する出席者名簿と突合を図り、政務活動費との重複を確認している。

5 事実関係

監査対象事項について関係書類の調査及び議会事務局に対する監査により次の事項を確認した。

(1) 政務活動費について

ア 政務活動費制度について

法第100条第14項に、普通地方公共団体は条例の定めるところにより政務活動費を交付でき、政務活動費を充てることのできる経費の範囲等は条例で定めるとし、同条第15項は、交付を受けた会派又は議員は条例の定めるところにより収入及び支出の報告書を議長に提出するものとしている。

政務活動費条例は、政務活動費を充てることのできる経費の範囲を定めるとともに、政務活動費は、「会派」に対して交付すると定めている。

また、会派からの収支報告書や領収書等の関係書類の提出を受ける権限やそれらを調査する権限は議長に与えられ、政務活動費条例に定めるもののほか政務活動費に関し必要な事項は議長が定めることとし、規程及び運用指針が制定されている。

運用指針では、政務活動費条例の別表に基づき会派又は会派の所属議員が政務活動費を充当できる経費の主な例示、留意事項、政務活動費を充当する際の基本的な原則（①社会通念上妥当な範囲内の実費に充当するものであること ②資産

形成につながるものでないこと ③関係書類を整理・保管すること ④会派から議員への委託手続 ⑤按分の考え方 ⑥公職選挙法等他の法令に抵触しない支出に充当すること ⑦政務活動費を充当するのに適しない例)などが示されている。

イ 政務活動費の交付

(ア) 充当できる政務活動費の範囲

政務活動費条例の別表により定められている。

(イ) 交付対象

議長に届出のあった会派（所属議員が1人の場合を含む。）に対し交付する。

(ウ) 交付額等

月額50万円に会派の所属議員の数を乗じて得た額を交付する。

所属議員の数は、月の初日における各会派の所属議員数による。

(エ) 交付決定

知事は、議長から会派に係る通知を受けたときは、速やかに政務活動費の交付決定を行い、会派の代表者に通知しなければならない。

(オ) 請求及び交付

会派の代表者は、毎四半期ごとに当該四半期に属する月数分の政務活動費を請求するものとする。知事は、請求があったときは、政務活動費を交付するものとする。

(カ) 収支報告

会派の代表者は、政務活動費に係る収入及び支出の報告書（収支報告書）を、年度終了日の翌日から起算して30日以内に議長に提出しなければならない。

(キ) 収支報告書の写しの送付

議長は、提出された収支報告書の写しを、知事に送付するものとする。

(ク) 返還

会派は、その年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該会派がその年度において行った政務活動費による支出の総額を控除して残余がある場合、当該残余の額に相当する額の政務活動費を返還しなければならない。

(ケ) 議長の調査

議長は、収支報告書について必要な調査を行うなど、政務活動費の適正な運用を期すとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。

(2) 平成25年度から28年度の政務活動費交付額

埼玉県議会自由民主党議員団

ア 平成25年度

政務活動費交付金額合計		291,500,000円	
(支出日)		(支出命令額)	(支出月の会派人数)
・ 平成25年 4月15日		72,000,000円	48人
・ 平成25年 5月15日		1,000,000円	49人
・ 平成25年 6月14日		500,000円	50人
・ 平成25年 7月12日		73,500,000円	49人
・ 平成25年10月15日		73,500,000円	49人
・ 平成25年10月25日		△1,000,000円	48人
・ 平成25年12月15日		500,000円	49人

・ 平成26年 1月15日	73,500,000円	49人
・ 平成26年 1月20日	△2,000,000円	47人
議長への収支報告書提出日	平成26年4月30日	
議長から知事へ報告書提出日	平成26年5月26日	

イ 平成26年度

政務活動費交付金額合計	289,500,000円	
(支出日)	(支出命令額)	(支出月の会派人数)
・ 平成26年 4月15日	72,000,000円	48人
・ 平成26年 5月20日	△500,000円	47人
・ 平成26年 7月15日	72,000,000円	48人
・ 平成26年10月15日	72,000,000円	48人
・ 平成26年12月15日	500,000円	49人
・ 平成27年 1月15日	73,500,000円	49人
議長への収支報告書提出日	平成27年4月30日	
議長から知事へ報告書提出日	平成27年5月27日	

ウ 平成27年度

政務活動費交付金額合計	316,000,000円	
(支出日)	(支出命令額)	(支出月の会派人数)
・ 平成27年 4月15日	24,500,000円	49人
・ 平成27年 5月15日	53,000,000円	53人
・ 平成27年 7月15日	79,500,000円	53人
・ 平成27年10月15日	79,500,000円	53人
・ 平成28年 1月15日	79,500,000円	53人
※27年度は改選期のため4月分と5・6月分に分けて交付		
議長への収支報告書提出日	平成28年4月28日	
議長から知事へ報告書提出日	平成28年5月31日	

エ 平成28年度

政務活動費交付金額合計	315,000,000円	
(支出日)	(支出命令額)	(支出月の会派人数)
・ 平成28年 4月15日	79,500,000円	53人
・ 平成28年 7月15日	79,500,000円	53人
・ 平成28年10月14日	78,000,000円	52人
・ 平成29年 1月13日	78,000,000円	52人
・ 平成29年 1月16日	△1,000,000円	51人
・ 平成29年 2月15日	1,000,000円	52人
議長への収支報告書提出日	平成29年4月28日	
議長から知事へ報告書提出日	平成29年5月25日	

(3) 費用弁償の執行について

ア 新井豪議員 費用弁償支出合計額

(年度)	(支出額)
・ 平成25年度	499,800円
・ 平成26年度	642,600円
・ 平成27年度	754,800円
・ 平成28年度	683,400円

第5 監査の結果

本件請求については、合議により次のとおり決定した。

1 監査請求期間についての判断

住民監査請求は、法第242条第2項において、正当な理由がある場合を除き当該行為のあった日又は終わった日から一年を経過したときは、これを行うことができないとされている。

監査請求期間については、「監査委員が怠る事実の監査を遂げるために、当該行為が財務会計法規に違反して違法か否かの判断をしなければならない関係にない場合には、当該怠る事実を対象としてされた監査請求は法242条2項が適用されず監査請求期間の制限を受けないというべき」との判決がある。(平成14年7月2日最高裁判所判決)

また、「政務調査費等の支出に相当する額を返還する義務(損害賠償・不当利得返還義務)は議員が政務活動費等を使用基準に適合しない支出に充てたという事実によって発生し、上記返納決定が財務会計法規違反の違法なものであることにより発生するものではない。そうすると、監査委員において上記返納決定の適否を判断する必要はないから、期間の制限を受けない」との判決がある。(平成29年4月25日神戸地方裁判所判決、平成30年3月22日大阪高等裁判所判決同旨)

本県においても、政務調査費の返還請求事件において、上告中で確定していないが不当利得返還請求権の不行使という財産の管理を怠る事実については、法第242条第2項による一年間の期間制限は適用されないものとした判旨が示されている。(平成29年8月30日さいたま地方裁判所、平成30年4月18日東京高等裁判所判決同旨)

本件監査請求は、知事による政務活動費の会派への交付それ自体が違法であると主張しているのではなく、政務活動費の交付を受けた会派に所属する議員の使途が違法・不適切な支出であって、知事が議会からの報告を受けながら適切な監査を怠り、会派に所属する議員に対する不当利得返還請求の不行使をもって、財産の管理を怠る事実があると主張している。このため、本件請求については、一応、法第242条第2項の適用はないこととして判断することにした。

2 監査対象事項についての判断

監査委員は以下の視点に立って監査を行い、請求人から摘示のあった平成25年度から平成28年度の政務活動費及び費用弁償の支出に係る事項について判断する。

(1) 監査の視点

ア 政務活動費について

政務活動費は、議会・会派の自主性、自律性を尊重する制度となっており、多

岐にわたる個々の議員の政務活動を会派の政務活動として認めるか否か、政務活動の範囲や政務活動費の使途基準に該当するかどうかの判断に当たっては、会派に広範な裁量の権限が付与されており、会派自らの責任において、その適合性について判断され、知事が法や地方財政法に基づいて、一般的に有する財務会計上の管理権が一定程度制約される仕組みとなっている。

最高裁判例では、「政務調査費は議会の執行機関に対する監視の機能を果たすための政務調査活動に充てられることも多いと考えられるところ、執行機関と議会ないしこれを構成する議員又は会派との抑制と均衡の理念にかんがみ、議会において独立性を有する団体として自主的に活動すべき会派の性質及び役割を前提として、政務調査費の適正な使用についての各会派の自立性を促すとともに、政務調査活動に対する執行機関や他の会派からの干渉を防止しようとするところにある」とし、「政務調査費条例及び政務調査費規程の定め並びにそれらの趣旨に照らすと、政務調査費条例は、政務調査費の支出に使途制限違反があることが収支報告書等の記載から明らかにかがわれるような場合を除き、監査委員を含め区の執行機関が、実際に行われた政務調査活動の具体的な目的や内容等に立ち入ってその使途制限適合性を審査することを予定していないと解される」としている。

(平成21年12月17日最高裁判所判決)

そして、「いかなる手段方法によりいかなる調査研究活動を行うかは、原則として、県政に関する諸事情等に対応した議員の裁量的判断に委ねられているものと解するのが相当であり、個々の支出が上記使途基準に照らし必要性又は合理性を欠くなど、その裁量権を逸脱又は濫用した場合に限り、違法となるというべきである」としている。(平成21年3月26日大阪高等裁判所判決)

使途基準の確認については、裁判例に「議員が整理保管を義務付けられている領収書等の資料に照らし、社会通念上市政に関する調査研究に資する適正な支出と認めることができない支出は、使途基準に合致しない違法な支出というべきである。

また、議員が政務調査活動に必要な費用として支出したことにつき、それを裏付ける資料がなく、議員においてこれを積極的に補足する説明もしないような場合には、当該議員は、当該支出が使途基準に合致しない違法な支出とされることを甘受せざるを得ないというべきである」との判断が示されている。(平成19年4月26日仙台高等裁判所判決)

ただし、最高裁判例で「政務調査費は議会による市の執行機関に対する監視等の機能を果たすための調査研究活動に充てられることも多いと考えられるところ、会派による個々の政務調査費の支出について、その具体的な金額、支出先等を逐一公にしなければならないとなると、当該支出に係る調査研究活動の目的、内容等が推知され、その会派及び所属議員の活動に対する執行機関や他の会派等からの干渉を受けるおそれを生ずるなど、調査研究活動の自由が妨げられ、議員の調査研究活動の基盤の充実という制度の趣旨、目的を損なうことにもなりかねないことから、政務調査費の収支に関する議長への報告の内容等を上記(概括的な記載)の程度にとどめることにより、会派及び議員の調査研究活動に対する執行機関や他の会派等からの干渉を防止しようとするところにあると解される」とし、「本件規則(名古屋市会政務調査費の交付に関する規則)が会派の経理責任者に(中略)領収書等の証拠書の整理及びこれらの書類の保管を義務付けているのは

政務調査費の適正な使用についての各会派の自立を促すとともに、各会派の代表者らが議長等による事情聴取に対し確実な証拠に基づいてその説明責任を果たすことができるようにその基礎資料を整えておくことを求めたものであり、議長等の会派外部の者による調査等の際にこれらの書類を提出させることを予定したのではないと解するのが相当である。そうすると、これらの規定上、(中略)領収書等の証拠書類は、専ら各会派の内部にとどめて利用する文書であることが予定されているものというべきである」(平成22年4月12日最高裁判所判決)とされていることに留意する必要がある。

また、本県の政務活動費の按分割合については、運用指針の「政務活動費を充当する際の基本的な原則」及び「留意事項等」に示されている。按分の考え方は「政務活動費は政務活動のみに充当できる。政党活動や後援会活動等と混在する場合は、議員の活動実態に応じて会派が定めた割合により按分して充当することができる」としている。

按分割合については、議員の活動実態に応じて会派が定めた割合により按分することができるとし、具体的な按分割合については会派に委ねられている。

先の本県の政務活動費に係る返還請求控訴事件では、上告中で確定していないものの「本件各指針(運用指針等)が、会派が当該会派に属する個々の議員に対しその活動実態に応じて適切な按分割合を定めることを委任することまで禁じているとは解されない。(もちろん、そのように解したとしても、個々の議員が自分に都合のよい定め方をしてよいということになるものではなく、仮にそのような定め方をしてしていると認められれば、それは是正されるべきである。)」とし、「いずれにしても、会派や支部が実態に反して都合のよい按分割合を定めているということまではいえないのであって、定められた按分割合自体が直ちに違法であるということとはできない」との判旨が示されている。(平成30年4月18日東京高等裁判所判決)

イ 費用弁償について

費用弁償については条例で定額と定め、費用弁償における議会の裁量については、最高裁判例に「法第203条の費用弁償については、あらかじめ費用弁償の支給事由を定め、それに該当するときには、実際に費消した額の多寡にかかわらず、標準的な実費である一定の額を支給することとする取扱いをすることも許されると解すべきであり、そしてこの場合、いかなる事由を費用弁償の支給事由として定めるか、また、標準的な実費である一定の額をいくらとするかについては、費用弁償に関する条例を定める当該普通地方公共団体の議会の裁量判断に委ねられていると解するのが相当である」と示されている。(平成2年12月21日最高裁判所判決)

以上のことから、監査を行うに当たっての視点を次のとおりとした。

- ① 議会・会派の自主性、自律性を尊重した上で、政務活動費に充てることのできる経費の範囲からの逸脱の有無を確認する。
- ② その確認に当たっては、政務活動費条例、規程及び運用指針を基準とし、運用の取扱いについては議会事務局に対する調査や監査を通じて確認する。
- ③ 政務活動費条例、規程及び運用指針で定める政務活動費を充てることのできる経費及び費用弁償の範囲を明らかに逸脱すると認めるものについては、必要な措

置を講ずべきことを勧告する。

(2) 判断

ア 埼玉県自由民主党議員団の小林哲也議員

(ア) 人件費・事務費

請求人は、「熊谷市籠原南2-18の政務調査事務所が平成28年頃からテナントに賃貸している」、「近隣の聞き込みから事務員が駐在していない」、「上下水道の領収書記載の使用量が少ない」などから、職員の雇用が虚偽であると主張している。

これに対し、議会事務局が議員に確認したところ、「政務事務所は平成28年7月に熊谷市三ヶ尻2708に移転し、籠原の旧政務事務所は、その後テナントに賃貸している」、「県政調査及び各種用務により、事務員が不在になることはある」、「ウォーターサーバーの設置や来客用には近くのコンビニエンスストアでペットボトルを購入していることから、水道水はほとんど使用していない。また、冷蔵庫やガスコンロも設置していない」との説明があった。

また、議会事務局が熊谷市に上下水道の領収書の使用量の表記について確認したところ、「小数点以下は切り捨てて表記するため、前回の検針から1m³以上の使用がないと0m³と表記される」との回答があったことの説明があった。

これらを踏まえて次のように判断した。

人件費の支出については、運用指針に基づき、議員から支出証明書、雇用契約書及び勤務実績表が証拠書類として提出されている。議会事務局はこれらの証拠書類により勤務実態を確認していることから、当該人件費の支出について、運用指針への抵触は認められず、請求人の指摘は当を得ていない。

また、事務費の支出についても、運用指針に基づき、議員から証拠書類として領収書が提出されている。議会事務局はこれらの証拠書類を確認していることから、当該事務費の支出については、運用指針への抵触は認められず、請求人の指摘は当を得ていない。

なお、事務所の実態について、請求人からは陳述及び証拠書類の提出、議会事務局からは陳述がそれぞれあったが、事務所の実態と人件費及び事務費の支出との因果関係まで確実に確認できる陳述及び証拠書類の提出まで至っていない。

そして、それに至らずとも、人件費及び事務費の支出については前述のとおり運用指針に抵触するとは認められないものであるので、念のため申し添える。

(イ) 交通費

請求人は、「定例会の期間は費用弁償が支給されており、政務活動費での交通費の充当は認められない」、「定例会の期間を除くと政務活動費でリース車の充当が許される割合は75%で、政治活動や私的活動にも使用されることから50%の按分割合が相当」、「当然ガソリン代もこれに該当し、按分は50%としなければならない、40%は返還されなければならない」と主張している。

これに対し、議会事務局が議員に確認したところ、「リース車は原則、政務活動用に使用しており、政務活動としての走行距離が多くの割合を占める。90%という充当は、実態に基づいた按分割合である」との説明があった。

議会事務局からは、使用実態に基づき按分割合を定めており、定例会等の日

数割合から按分割合を定めるものではないこと。ガソリン代については、運用指針で、会期中に給油した分については、充当できないこととなっているとの説明があった。

これらを踏まえて次のように判断した。

交通費の支出については、運用指針に基づき、議員から証拠書類として領収書又は支出を証明する書類が提出されており、議会事務局はこれらの証拠書類を確認している。

また、按分割合は、運用指針により各会派に委ねられている。議員が、交通費(自動車リース料やガソリン代等)の90%に政務活動費を充当しているが、最近の裁判でも、上告中で確定していないものの、会派が当該会派に属する個々の議員に対しその活動実態に応じて適切な按分割合を定めることを委任することまで禁じているとは解されず、定められた按分割合自体が直ちに違法であるということとはできないとの判旨が示されている。

これらにより、当該交通費の支出については、運用指針への抵触は認められず、請求人の指摘は当を得ていない。

イ 埼玉県自由民主党議員団の鈴木弘議員

(ア) 人件費・事務所費・事務費

請求人は、「臨時職員の雇用契約書、勤務実績表が提出されていない」、「固定電話は自宅の電話番号と広報紙記載の電話番号が一致することから自宅兼用である」、「電気代の使用量が10～14kwと少ない」、「自己所有の敷地内の建物を親族に譲渡し、政務事務所として使用している」ことから、違法に政務活動費が詐取されていると主張している。

これに対し、議会事務局が議員に確認したところ、まず人件費については、「臨時職員の勤務実態はあり、雇用契約書や出勤簿を整理・保管してある」、事務費については、「電話は自宅と事務所にそれぞれ設置している。FAXは専用回線により自宅に設置しているが、個人的な使用はなく、ほとんどが政務活動での使用である」、「事務所への電気の供給は自宅併用と事務所専用の2系統で行っており、2系統のうち、自宅併用の系統については、自宅の電気料金と併せて支払いを行っている。政務活動費に充当しているのは照明などに使用している事務所専用の系統のみである」、事務所費については、「当時の納屋を親族に所有権を移転した。親族が事務所に改築をしており、費用は全て親族の支出である。建物賃貸借契約書は整理・保管してある。また、賃貸収入の確定申告を親族が行っている」との説明があった。

議会事務局からは、運用指針では、「配偶者、被扶養者、同居者など生計を一にする者に対する支出は、実費の弁償でないとみなされるおそれがあるため慎重な対応を要する」旨を定めているが、親族が所有する事務所を賃借し、事務所として使用することは禁止していない。人件費・事務所費等には領収書が添付されており、証拠書類として充足しているとの説明があった。

これらを踏まえて次のように判断した。

人件費、事務所費及び事務費の支出については、運用指針に基づき、領収書が証拠書類として提出されている。議会事務局はこれらの証拠書類により、臨時職員の勤務実態、事務所及び事務費の使用実態を確認していることから、当

該人件費、事務所費及び事務費の支出について、運用指針への抵触は認められず、請求人の指摘は当を得ていない。

ウ 埼玉県自由民主党議員団の岩崎宏議員

(ア) 人件費

請求人は、政務事務所と後援会活動用事務所に関連して「事務所には職員の常勤がなく、選挙区内の自宅勤務として代理出席を依頼している」、「事務所に全く勤務せず、勤務実態が確認できない職員に定額での報酬の支払いは許されない」と主張している。

これに対し、議会事務局が議員に確認したところ、「職員の勤務実態はあり、勤務状況は随時報告を受け整理してある」との回答を得たとの説明があった。

議会事務局からは、職員の賃金については、支出証明書及び雇用契約書が添付されており、証拠書類として充足している。職員の勤務場所や賃金の支給方法をどう定めるかについては、雇用契約上のことであるとの説明があった。

これらを踏まえて次のように判断した。

人件費の支出については、運用指針に基づき、議員から支出証明書、雇用契約書が証拠書類として提出されている。議会事務局はこれらの証拠書類により、勤務実態を確認していることから、当該人件費の支出について、運用指針への抵触は認められず、請求人の指摘は当を得ていない。

(イ) 事務所費

請求人は、「親族が経営する法人と建物賃貸借契約を締結し、政務事務所と後援会活動用事務所として契約している」、「政務事務所としての看板等の表示がない。常勤職員がいない上、電話番号が自宅、(株)岩崎工務店、いわさきファーム、岩崎宏後援会事務所と共有している」ことなどから、按分にかかわらず充当することはできないと主張している。

これに対し、議会事務局からは、運用指針では、「自らが代表者・役員等の地位にある法人に対する支出は、実費の弁償でないとなみなされるおそれがあるため慎重な対応を要する」旨を定めているが、親族が経営する法人が所有する事務所を賃借し、事務所として使用することは禁止されていない。支出証明書及び建物賃貸借契約書が提出されており、証拠書類として充足しているとの説明があった。

また、議会事務局が議員に確認したところ、「事務所の看板については、訪問者に分かりやすくするために、以前は同一敷地内の自宅の玄関口に設置していた」、「電話については、自宅、(株)岩崎工務店、いわさきファーム、岩崎宏後援会事務所それぞれに電話を設置し、自宅が代表の電話番号になっており、用務に応じ振り分けている。なお、当該電話料金については、政務活動費として充当していない」との説明があった。

これらを踏まえて次のように判断した。

事務所費の支出については、運用指針に基づき、議員から支出証明書、建物賃貸借契約書が証拠書類として提出されている。議会事務局はこれらの証拠書類により、使用実態を確認していることから、当該事務所費の支出について、運用指針への抵触は認められず、請求人の指摘は当を得ていない。

(ウ) 交通費

請求人は、岩崎議員が、「西秩父商工会会長、議会選出の監査委員も務めており、自動車リース料、ガソリン代を75%の充当としているが、50%以上の充当は認められない」、「勤務実態の証明がされないまま職員用としてガソリン代の充当は認められない」と主張している。

これに対し、議会事務局が議員に確認したところ、「他団体での活動実態を踏まえ、按分割合を算出している。選挙区内に5つの行政区があり広域であるため、政務活動におけるリース車の走行距離は必然と多くなる」との説明があった。

議会事務局からは、按分割合について、他団体での活動実態を踏まえ、按分割合を算出していることから問題はない。なお、議会選出の監査委員を務めたのは平成29年度であるとの説明があった。

これらを踏まえて次のように判断した。

交通費の支出については、運用指針に基づき、議員から証拠書類として領収書又は支出を証明する書類が提出されており、議会事務局はこれらの証拠書類を確認している。

また、按分割合は、運用指針により各会派に委ねられている。議員が、交通費(自動車リース料やガソリン代等)の75%に政務活動費を充当しているが、最近の裁判でも、上告中で確定していないものの、会派が当該会派に属する個々の議員に対しその活動実態に応じて適切な按分割合を定めることを委任することまで禁じているとは解されず、定められた按分割合自体が直ちに違法であるということとはできないとの判旨が示されている。

これらにより、当該交通費の支出については、運用指針への抵触は認められず、請求人の指摘は当を得ていない。

エ 自由民主党議員団の新井豪議員

(ア) 人件費

請求人は、「勤務実態が認められる文書の添付がなく、定額で支出されていることから政務活動費の妥当性がない」と人件費の全額返還を主張している。

これに対し、議会事務局が議員に確認したところ、「職員の勤務実態はあり、雇用契約書や出勤簿は整理・保管してある」との説明があった。

また、議会事務局からは、職員の給料については、領収書が提出されており、証拠書類として充足しているとの説明があった。

これらを踏まえて次のように判断した。

人件費の支出については、運用指針に基づき、議員から領収書が証拠書類として提出されている。議会事務局はこれらの証拠書類により、勤務実態を確認していることから、当該人件費の支出について、運用指針への抵触は認められず、請求人の指摘は当を得ていない。

(イ) 事務所費・事務費

請求人は、「運用指針では事務所と認めるには看板表示が義務付けられているが、マンションのポストは新井の表示、部屋の表示も新井事務所のみ」、「名刺やホームページ、広報等に全く政務事務所の所在や電話の表記がなく、議員名簿にも所在が記載されていない」、「浦和事務所の電話代が政務活動費に計上されていないことから電話やFAXがない」、「賃貸契約も居住用であり、宿泊の

ために借り上げたもの」、「電気代、ガス代、上下水道代の支払状況から推認すると、定例会等出席には浦和事務所に宿泊していると認められる」などから、事務所費の全額返還を求めるべきと主張している。

これに対し、議会事務局が議員に確認したところ、「さいたま市の政務事務所は、議会に近いところで効率的に政務活動を行うため、さいたま市を拠点とした事務所を開設した」、「看板については貸主から目立つ表示は控えてほしいと言われたため、このような表示にした」、「電話やFAXはIP電話を使用しており、費用はインターネット回線の使用料に含まれている」、「事務所には応接セットと事務職員の机のほか、IP電話等を設置している。宿泊用の家具等は一切ない。打合せの前にシャワーを浴びることがある」との説明があった。

また、議会事務局からは看板の表示形態及び名刺等への表記内容については、議員の裁量によるものであるとの説明があった。

これらを踏まえて次のように判断した。

事務所費及び事務費の支出については、運用指針に基づき、領収書や支出を証明する書類が提出されている。議会事務局はこれらの証拠書類を確認している。議会事務局はこれらの証拠書類により、事務所や事務費の使用実態を確認していることから、当該事務所費及び事務費の支出について、運用指針への抵触は認められず、請求人の指摘は当を得ていない。

(ウ) 費用弁償

請求人は、「定例会等出席には浦和事務所に宿泊して住所地秩父からの距離で費用弁償を詐取していると認められ、支払った費用弁償も全額返還を求めるべき」と主張する。

議会事務局からは、費用弁償条例に基づき、住所地から招集地までの距離に応じて定額で支給しているとの説明があった。

最高裁判例でも法203条で規定する議員の費用弁償について、費用弁償の支給事由を定めることや、実際に費消した額の多寡にかかわらず定額とすることも、費用弁償条例を定める当該普通地方公共団体の議会の裁量判断に委ねられていると示されている。

これらを踏まえると、当該費用弁償の支出について、請求人の指摘は当を得ていない。

(3) 結論

以上のとおり、平成25年度から平成28年度の政務活動費及び費用弁償の支出に係る請求事項について、政務活動費及び費用弁償を充てることができる経費の範囲を明らかに逸脱するものは認められない。

よって、議員に不当利得が生じているものとは言えず、請求人の主張には理由がないものと判断し、本件請求は棄却する。

資料1 政務活動費及び費用弁償返還請求一覧（事実証明書15より抜粋）

資料2 埼玉県政務活動費の交付に関する条例 別表（第二条関係）

資料3 政務活動費の運用指針 平成25年3月 埼玉県議会（抜粋）

資料1 政務活動費及び費用弁償返還請求一覧（事実証明書15より抜粋）

政務活動費及び費用弁償返還請求一覧

政務活動費返還請求額 小林哲也

	人件費	事務費	リース料	ガソリン代		計
25年度	2,592,000	99,866	283,248	43,995		3,019,109
26年度	1,889,550	78,937	339,096	104,479		2,412,062
27年度	1,857,420	71,154	303,346	36,690		2,268,610
28年度	1,576,665	19,328	403,832	81,120		2,080,945
計	7,915,635	269,285	1,329,522	266,284		9,780,726

政務活動費返還請求額 鈴木 弘

	人件費	事務所費	事務費電話代	事務費電気代		計
25年度	2,759,040	918,000	102,754	14,332		3,794,126
26年度	1,976,850	918,000	83,514	17,327		2,995,691
27年度	2,232,720	756,000	40,465	15,549		3,044,734
28年度	2,535,120	918,000	27,714	13,608		3,494,442
計	9,503,730	3,510,000	254,447	60,816		13,328,993

政務活動費返還請求額 岩崎 宏

	人件費	事務所費	リース料	ガソリン代		計
25年度	2,565,000	360,000	440,975	123,900		3,489,875
26年度	2,700,000	360,000	390,814	113,699		3,564,513
27年度	2,700,000	360,000	382,808	187,402		3,630,210
28年度	2,700,000	360,000	385,880	138,197		3,584,077
計	10,665,000	1,440,000	1,600,477	563,198		14,268,675

政務活動費返還請求額 新井 豪

	人件費	事務所費	事務費	費用弁償		計
25年度	2,700,000	755,210	264,527	499,800		4,219,537
26年度	3,824,000	803,808	70,507	642,600		5,340,915
27年度	2,820,000	1,116,252	84,307	754,800		4,775,359
28年度	3,072,000	1,044,954	121,605	683,400		4,921,959
計	12,416,000	3,720,224	540,946	2,580,600		19,257,770

合計 56,636,164

資料2 埼玉県政務活動費の交付に関する条例 別表（第二条関係）

政務活動に要する経費

分類	経費	内容
調査研究・政策立案活動費	調査研究費	政務活動として行われる調査研究（他の者に委託して行わせるものを含む。）、視察、研修等の活動又は会派の所属議員（会派又は会派の所属議員が雇用する職員を含む。）の政務活動に資する研修等への参加に要する経費
	グループ活動費	政務活動として行われる議員連盟の活動への参加、会派会議（会派の内部又は他の会派との間で行われるものをいう。以下この表において同じ。）等の開催又は会派会議等への出席に要する経費
広聴・広報活動費	広聴費	政務活動として行われる各種団体等との意見交換、各種団体等が開催する会議、式典等への参加、行政関係者からの意見聴取、県民からの要望の聴取、アンケート調査等の活動又は政務活動として受ける県民からの相談に要する経費
	要請・陳情等活動費	政務活動として行われる国等への要請又は陳情、住民相談会等の活動に要する経費
	広報費	政務活動として行われる広報紙等又はインターネットによる情報発信、県政報告会、街頭広報等の活動に要する経費
経常的経費	人件費	政務活動のために雇用する職員又は臨時職員等に要する経費
	事務所費	会派の所属議員が政務活動のために使用する事務所の設置又は維持に要する経費
	事務費	政務活動のために必要な事務に要する経費
	資料購入・作成費	政務活動のために必要な資料の購入、作成又は利用に要する経費
	交通費	政務活動のために必要な移動等に要する経費

政務活動費の運用指針

（趣旨）

第1 この指針は、政務活動費の適正な運用を図るために各会派が参照すべき事項を定めるものとする。

（政務活動費を充当できる経費の主な例）

第2 会派又は会派の所属議員が政務活動費を充当できる経費の主な例については、埼玉県政務活動費の交付に関する条例（以下「条例」という。）別表に基づき、別記1のとおりとする。

（基本的な原則）

第3 政務活動費を充当する際の基本的な原則は、別記2のとおりとする。

（留意事項等）

第4 条例第2条で規定する別表について留意すべき事項等は、別記3のとおりとする。

（証拠書類）

第5 条例第7条第3項の規定により提出する証拠書類の写しについては、別記4のとおりとする。

（様式）

第6 条例第7条第3項の規定により証拠書類の写しを提出するときは、別記様式第1号及び別記様式第2号により行うものとする。

2 第3で規定する基本的な原則に基づき会派から議員へ包括的な委託を行う場合は、別記様式第3号により行うものとする。

（適用開始）

第7 この指針は、平成25年3月1日から施行された埼玉県政務活動費の交付に関する条例の規定に基づいて交付される政務活動費から適用する。

【参考】

条例第2条（政務活動費を充てることができる経費の範囲）

政務活動費は、会派又は会派の所属議員が県政の課題若しくは県民の意思を把握し、又は県民の意見等を県政に反映させるために行う活動その他の住民の福祉の増進を図るために必要な活動（別表において「政務活動」という。）に要する経費として同表に定めるものに充てることができるものとする。

政務活動費を充当できる経費の主な例

【条例 別表】 政務活動に要する経費

分類	経費	内容	主な例
調査研究・政策立案活動費	調査研究費	政務活動として行われる調査研究(他の者に委託して行わせるものを含む。)、視察、研修等の活動又は会派の所属議員(会派又は会派の所属議員が雇用する職員を含む。)の政務活動に資する研修等への参加に要する経費	交通費、宿泊費、食事代、レンタカー・バス借上代(ガソリン代含む)、調査先入場料、調査先への土産代、傷害保険料、通訳・翻訳・速記代、講師等謝礼、会場・機器等借上代、看板代、茶菓代、参加費、資料購入費、資料作成費、調査研究等委託費、会派内・会派間の調査研究又は立案を目的としたグループの視察等参加費、調査研究に資するための年会費等
	グループ活動費	政務活動として行われる議員連盟の活動への参加、会派会議(会派の内部又は他の会派との間で行われるものをいう。以下この表において同じ。)等の開催又は会派会議等への出席に要する経費	交通費、宿泊費、食事代、レンタカー・バス借上代(ガソリン代含む)、通訳・翻訳・速記代、講師等謝礼、会場・機器等借上代、看板代、茶菓代、資料購入費、資料作成費、政務活動を主目的とする議員連盟の視察等参加費、会派会議等の開催経費及び出席等参加費等
広聴・広報活動費	広聴費	政務活動として行われる各種団体等との意見交換、各種団体等が開催する会議、式典等への参加、行政関係者からの意見聴取、県民からの要望の聴取、アンケート調査等の活動又は政務活動として受ける県民からの相談に要する経費	交通費、宿泊費、食事代、会場・機器等借上代、看板代、茶菓代、資料購入費、資料作成費、アンケート調査費、各種団体等との意見交換会等に必要の会費等
	要請・陳情等活動費	政務活動として行われる国等への要請又は陳情、住民相談会等の活動に要する経費	交通費、宿泊費、食事代、レンタカー・バス借上代、会場・機器等借上代、看板代、茶菓代、資料購入費、資料作成費等
	広報費	政務活動として行われる広報紙等又はインターネットによる情報発信、県政報告会、街頭広報等の活動に要する経費	広報紙・県政報告書等の印刷・製本代、原稿料、委託料、デザイン代、写真代、コピー代、はがき代、新聞折込み代、ポスティング代、送料、ホームページ・ブログ作成管理委託料、保守料、交通費、会場・機器等借上代、看板代、のぼり旗作成代、茶菓代、資料購入費、資料作成費、通訳・速記代、機材費、自動車リース代、道路使用許可申請手数料等
経常的経費	人件費	政務活動のために雇用する職員又は臨時職員等に要する経費	給料、賃金(臨時職員)、各種手当、社会保険料、負担金等
	事務所費	会派の所属議員が政務活動のために使用する事務所の設置又は維持に要する経費	賃借料、管理費、政務活動に必要な造作費、仲介手数料、礼金、清掃・修繕等維持管理費、ごみ処理代、セキュリティ代、事務所看板代、来客等駐車場賃借料、負担金等
	事務費	政務活動のために必要な事務に要する経費	事務用品代(文具・コピー用紙等)、備品購入費、備品等修理費、事務機器リース・保守料、固定電話使用料、携帯電話使用料、インターネット接続経費・使用料、ケーブルテレビ利用料、光熱水費、送料、茶菓代、名刺代、負担金等
	資料購入・作成費	政務活動のために必要な資料の購入、作成又は利用に要する経費	書籍・報告書等購入費、ビデオテープ・DVD・CD-ROM等購入費、有料データベース代、コピー代、印刷・製本代、原稿料、写真代、パネル代、新聞・雑誌購読料、事典辞書・法令集等購入費、電子書籍・新聞の電子版など電子データ利用料、会員制オンラインサービスから情報提供を受ける場合の会費等
	交通費	政務活動のために必要な移動等に要する経費	電車代、バス代、タクシー代、高速道路料金、駐車場代、ガソリン代、自動車の維持管理費、自動車リース代等

政務活動費を充当する際の基本的な原則

1 社会通念上妥当な範囲内の実費に充当するものであること

- ① 政務活動費は議員の職務の一環として行う調査研究その他の活動に資するために支出する経費であり、社会通念上妥当な範囲内に充当しなければならない。
 - ・ 議員本人の食事代は、会議・会合等の際に必要性がある場合に充当することができる。
- ② 政務活動費は、政務活動に実際に要した経費(実費)に充当することを原則とする。
- ③ 配偶者、被扶養者、同居者など生計を一にする者や自らが代表者・役員等の地位にある法人に対する支出は、実費の弁償ではないとみなされるおそれがあるため慎重な対応を要する。

2 資産形成につながるものでないこと

- ① 不動産、車等の高額な物品の購入に充てることはできない。
- ② 政務活動のために必要な事務所の造作を行う以外は、事務所の改修・改造費用など資産価値を高めたり、資産形成につながるおそれのある支出に政務活動費を充当することはできない。

3 関係書類を整理・保管すること

- 活動内容や証拠書類の整理・保管を行わなければならない。
 - ・ 外部団体等への調査委託、補助職員の雇用、事務所の借り上げ、自動車や高額備品のリースなどについては、契約書を作成すること。
 - ・ 会派又はその所属議員の調査研究の内容及び経費の内訳を記載した調査研究報告書とその添付書類などの書類については、必ず会派において整理・保管すること。
 - ・ 会派の政務活動費経理責任者が保管する会計帳簿や証拠書類の保存期間は、議長の保存期間を参考に、会派で決定しておくこと。

4 会派から議員への委託手続

- 会派の所属議員が個々に行う政務活動に政務活動費を充てるに当たっては、会派から所属議員に対し、政務活動に関する包括的あるいは個別的な委託の手続きを行うことが望ましい。
- ・ 会派は当該議員の支出に係る領収書等の証拠書類をもとに、経費の支出が条例に合致していることを確認すること。

5 按分の考え方

- 政務活動費は、政務活動のみに充当できる。
政党活動や後援会活動等と混在する場合は、議員の活動実態に応じて会派が定めた割合により按分して充当することができる。

6 公職選挙法等他の法令に抵触しない支出に充当すること

- 会議・会合等を開催する場合の留意点
飲食を伴う会議や会合等を開催する場合には、十分留意する必要がある。

出席者	食事の提供	食事に関する出席者の実費負担	湯茶、通常程度の茶菓の提供
選挙区内にある者	×	○	○
選挙区外にある者	○	○	○

- 会議・会合等に参加する場合の留意点
選挙区内の各種団体等が主催する会議・会合等に参加する場合、会費制の会議・会合等における「会費」以外の支出を行うことは、禁止された寄附に該当することになる。

7 政務活動費を充当するのに適しない例

- 政党活動への支出、選挙活動への支出、後援会活動への支出、私的経費への支出

経 費	人件費
内 容	政務活動のために雇用する職員又は臨時職員等に要する経費
例 示	給料、賃金(臨時職員)、各種手当、社会保険料、負担金等

留 意 事 項 等

1 対象となる職員等

- (1) 政務活動を補助する業務(受付・接遇業務、資料整理・集計等)に従事する者の人件費について計上すること。
- (2) 常時雇用の職員及び一時雇用の臨時職員(アルバイト等)の給料等に政務活動費を充てることができる。

2 留意点等

(1) 賃金(臨時職員)

- 労働時間×時間単価により算出すること。

(2) 各種手当

- 雇用契約書等に手当の種類、金額について定めておくこと。

(3) 負担金

- ① 雇用主が会社又は議員以外の者の場合に雇用主に対して支払う。
- ② 負担金に関する契約書類を作成すること。

経 費	事務所費
内 容	会派の所属議員が政務活動のために使用する事務所の設置又は維持に要する経費
例 示	賃借料、管理費、政務活動に必要な造作費、仲介手数料、礼金、清掃・修繕等維持管理費、ごみ処理代、セキュリティ代、事務所看板代、来客等駐車場賃借料、負担金等

留 意 事 項 等	
<p>1 事務所の要件</p> <p>○ 政務活動のため必要な事務所としての外形(看板・表示等)及び機能(事務スペース、応接スペース、事務用備品等)を有すること。</p>	
<p>2 留意事項</p> <p>(1) 事務所の所有者が、配偶者、被扶養者、同居者など生計を一にする者又は自らが代表者・役員等の地位にある法人である場合は、誤解を招かぬような対応が必要である。</p> <p>(2) 賃貸借契約書等の関係書類を整理保管すること。</p> <p>(3) 賃借料</p> <p>○ 自己の所有物件には充当できない。</p> <p>(4) 仲介手数料・礼金</p> <p>○ 初期経費に充当できるが、敷金等解約時に返還される性格のものには充当することができない。</p> <p>(5) 清掃・修繕等維持管理費</p> <p>○ 事務所の維持管理に必要な清掃・修繕等の経費に充当できる。</p> <p>(6) 負担金</p> <p>① 会社等が事業用に借りている事務所を利用する場合にその会社等に支払う。</p> <p>② 負担金に関する契約書類を作成すること。</p>	

経 費	事務費
内 容	政務活動のために必要な事務に要する経費
例 示	事務用品代(文具・コピー用紙等)、備品購入費、備品等修理費、事務機器リース・保守料、固定電話使用料、携帯電話使用料、インターネット接続経費・使用料、ケーブルテレビ利用料、光熱水費、送料、茶菓代、名刺代、負担金等

留 意 事 項 等

留意事項

1 備品購入費

- 5万円を超える場合には充当できない。

2 光熱水費

- 独立した事務所以外にも使用する場合には、面積で按分すること。

3 茶菓代

- (1) 県民等からの相談や要望等を聴取するために必要な場合は、充当することができる。
- (2) 公職選挙法に抵触しない範囲であること。
- (3) 社会通念上妥当な金額の範囲内で充当できる。

4 負担金

- (1) 会社等が事業用に借りている事務所を利用している場合等で、事務所の事務用リース機器などを利用する場合に会社等に支払う。
- (2) 負担金に関する契約書類を作成すること。

5 政務活動との関連性及び有用性を有する範囲内で、充当することができる。政務活動以外の活動にも使用する場合は、按分により充当すること。

経 費	交通費
内 容	政務活動のために必要な移動等に要する経費
例 示	電車代、バス代、タクシー代、高速道路料金、駐車場代、ガソリン代、自動車の維持管理費、自動車リース代等

留 意 事 項 等

留意事項

- 1 議員が別に費用弁償を受ける場合には、政務活動費を充当できない。
- 2 電車代、バス代
 - (1) 乗車賃のほか、特急料金等(新幹線料金、グリーン料金を含む)に充当できる。
 - (2) Suica(スイカ)等のプリペイド式カードについては、使用履歴に基づき充当できるとし、本経費に一括計上することができる。
- 3 タクシー代
 - 効率的で円滑な活動が行える場合に充当できる。
- 4 駐車場代
 - 事務所用の日常的な駐車場代は「事務所費」に計上すること。
- 5 ガソリン代
 - (1) ガソリン代は本経費に一括計上すること。ただし、「調査研究・政策立案活動費」、「広聴・広報活動費」に計上する視察において利用したレンタカー等のガソリン代についてはそちらに計上すること。
 - (2) 会期中に給油した分には充当できない。
- 6 高速道路代
 - ETCカード利用の場合は、本経費に一括計上することができる。
- 7 自動車の維持管理費
 - (1) 自家用車及びリース車の日常の維持管理費用(自動車諸税、車検費用、自賠責保険、オイル等の消耗品)に充当できる。
 - (2) 任意保険料や事故修理費用に係る経費には充当できない。

8 自動車リース代

- (1) リース期間満了後に所有権が会派、議員、配偶者・被扶養者・同居者など生計を一にする者、自らが代表者・役員等の地位にある法人等に移転する場合は、資産形成につながるため充当できない。
- (2) 任意保険料や事故修理費用に係る経費には充当できない。

証拠書類

埼玉県政務活動費の交付に関する条例第7条第3項の規定により議長へ写しを提出する証拠書類には、次のものがある。

(1) 領収書等

① 領収書等の例

領収書、レシート、口座振込記録(例:ATM利用明細)、口座引落記録(例:預金通帳) ※ 原則として領収書を徴するものとする。

② 領収書に一般的に記載されている事項

ア 年月日

イ 金額

ウ 使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)

エ 発行者

オ 宛名(会派名又は議員名)

③ 領収書等は「領収書等貼付用紙」に貼付し、その写しを議長に提出するものとする。

領収書等に使途、宛名など②に掲げた一般的記載事項の一部が記載されていない場合は、「領収書等貼付用紙」の余白に補記する。

「領収書等貼付用紙」の使途欄に使途を記入する際は、運用指針1ページ「政務活動費を充当できる経費の主な例」を参考にすること。

④ 按分した場合は、積算方法を「領収書等貼付用紙」の余白に記載する。

(2) 支出証明書

- 領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

(3) 海外視察報告書

- 議員が政務活動費を使用して海外視察を行った場合には、必ず視察報告書を作成し、領収書等の写しと併せて議長に提出するものとする。

(4) 広報紙、県政報告書等

- 発行した広報紙等は、領収書等の写しとともに議長に提出するものとする。なお、提出した領収書等の写しと広報紙等の関係が明らかになるよう整理すること。